

JFBA/16/22

2022年（令和4年）1月21日

国際連合人権高等弁務官事務所 御中

国際連合人権高等弁務官事務所が作成する

日本に関する人権状況要約書のための文書による情報提供

日本弁護士連合会

I 背景と枠組み

A 国際的な義務の範囲

1. 日本政府はいまだに国際人権条約に関する個人通報制度を導入していない。
2. 日本政府はILO第105号条約及び第111号条約を批准していない。
3. 日本は死刑廃止条約¹及び移住労働者権利条約²に未署名である。

B 憲法上・法律上の枠組み

4. 日本が締結した国際人権条約が、国内の裁判所において直接又は間接に適用された裁判例は極めて少ない。
5. 国際人権条約違反は最高裁判所に対する上告理由となっていない。

C 人権保障に関するインフラ及び教育・研修

6. パリ原則にのっとり国内人権機関がいまだ設置されていない³。人権委員会設置法案は、2012年に廃案となったまま、その後国会に提出されていない⁴。
7. 司法機関及び法執行機関に対する国際人権法に関する教育・研修は不十分である。
8. ビジネスと人権に関する行動計画において⁵、現在の法制度・政策の実効性に関する分析が十分なされていない。また、サプライチェーンにおける人権侵害を防ぎ、救済を提供するための施策の検討も十分ではない。

II 人権の促進と保護

A 人権メカニズムとの協力

9. 日本政府は、国連特別報告者との対話及び協力⁶をしていない⁷。

B 国際人権上の義務の履行

1 平等と差別禁止

a. LGBT

10. 性的指向と性自認に基づく差別や排除を禁止する法律は存在していない⁸。また、同性婚が認められていない。

b. ヘイトスピーチ

11. 特に在日コリアンに対するヘイトスピーチが後を絶たない。2016年に施行されたヘイトスピーチ解消法⁹は禁止規定のない理念法に過ぎず、実効性に欠ける。日本政府による実態調査は2016年以降行われておらず、インターネット上のヘイトスピーチや、ヘイトクライムに対する特別な法規制はない。

c. 部落差別

12. 就職、結婚及び住居等における部落差別が残存しており、差別目的の戸籍謄本等の不正取得事件が継続して発生している。また、直接的言動による差別のほか、動画チャンネルに特定の地区の動画を投稿する等、インターネットを利用した部落差別の助長・扇動が発生している^{10、11、12}。

2 自由権

a. 刑事手続（死刑制度、恣意的拘禁など）

13. 日本政府は世論を理由として死刑制度を廃止せず、死刑執行の停止もしていない¹³。死刑確定者の処遇等の実情に全く変化はない^{14、15、16}。
14. 受刑者は、明確かつ具体的な基準がなく不服も申し立てられないまま意思に反した独居拘禁を強いられる状況が続いている¹⁷。無期懲役受刑者の仮釈放数は極めて少なく、無期刑は実質的に終身刑化している¹⁸。
15. 通常なら逮捕しない軽犯罪で逮捕する別件逮捕や、罪名を分けて逮捕するごとに23日の身体拘束（逮捕・勾留）期間を用い、その間に長時間取り調べたり、起訴後も取調べを継続したりするケースが見られる^{19、20}。
16. 逮捕から勾留されるまでの間の国選弁護制度はなく、起訴前保釈の制度も依然として設けられていない。
17. 代用監獄制度²¹は制度の見直しの動きが見られない。代用監獄に拘禁された人の人権侵害について、警察機関から独立して不服を審査する機関はない。
18. 身体拘束下の取調べについて弁護人の立会いは全て拒否されている^{22、23}。
19. 刑事訴訟法で取調べの録画が義務付けられているのは、重大な事件の逮捕・勾留下の取調べに限られており、検察・警察が取調べを行う全ての事件の0.3%を下回る²⁴。
20. 身体拘束をされている被告人が、手錠及び腰縄姿で入退廷させられ、傍聴人や裁判官を含めた訴訟関係人の目にさらされている²⁵。
21. 証拠開示手続において、検察官には、被告人・弁護人に対して、捜査機関が収集した証拠の全てを開示することが義務付けられていない。
22. 自由で完全な秘密の保障された接見交通権が妨害されたり、文書授受の制限や死刑確定者と再審弁護人の秘密接見が妨害されたり、また接見の際の電子機器の使用が原則的に禁止されたりしている。
23. 無罪を言い渡された被告人に対し、事実誤認を理由とした検察官上訴が認められ、無罪を言い渡された被告人が有罪となる危険にさらされている。

b. 恣意的拘禁（強制入院及び入管収容）

24. 精神障がい者を同意なく無期限に入院させることができる法制度が存在する。司法審査などの適正手続を経ることなく医師の判断のみで強制入院が認められている。医療保護入院²⁶の場合、入院費用は本人や家族の負担とされている^{27、28}。精神障がい者の脱施設に向けた取組はほぼ認められず、長期入院は解消されていない。
25. 出入国管理及び難民認定法は、退去強制令書に基づく無期限収容を認めており、かつ仮放免の許可が極めて少ない²⁹。原則的収容主義³⁰にとられることなく、収容の要件を限定し、収容の開始時又は継続時における司法審査を導入するとともに、収容期間の上限の創設及び仮放免許可により長期収容を可及的に回避すべきである^{31、32、33}。また、常勤医の確保等収容施設内の医療体制改善に努めるべきである。

c. 永住外国人の参政権・公務就任権・司法参画

26. 国政選挙及び地方公共団体の選挙の選挙権は日本人のみに与えられている³⁴。旧植民地出身者を含む永住外国人³⁵に対しても、その歴史的経緯と生活実態に鑑み少なくとも地方公共団体の選挙に参加する権利を保障すべきである³⁶。
27. 旧植民地出身者を含む永住外国人は、法的な根拠なく、広範囲の公務に就任できない。裁判所も、日本国籍を有しない弁護士³⁷の調停委員及び司法委員への任命を拒絶している。これらは法治主義に反するとともに不当な差別的取扱いであり、直ちに是正されるべきである³⁸。

d. デジタル改革関連法、重要土地等調査規制法

28. デジタル改革関連6法³⁹により個人情報の一元的管理等の基盤が作られようとしている。重要土地等調査規制法⁴⁰は、国が重要施設等⁴¹周辺の土地建物利用者等の個人情報の調査権限を持ち、刑罰をもって規制する。いずれもプライバシーや個人情報保護が不十分で、前者は修正が必要であり^{42、43}、後者は廃止すべきである。

3 社会権

a. 労働問題

29. 労働基準法⁴⁴により時間外労働規制が定められているが、臨時的な特別事情による例外を認めているほか、その上限は、過労死認定の基準に匹敵する水準となっている⁴⁵。
30. 職場のハラスメント⁴⁶は、これを防止する事業主の雇用管理上の措置義務が法律で定められているが、直接的な禁止・罰則規定はない⁴⁷。ILO第190号条約を

批准し、禁止されるべきハラスメントを定義するなど、実効的な法制度を整備すべきである⁴⁸。

b. 社会保障・健康に対する権利（新型コロナウイルス関係）

31. 日本の相対的貧困率は、わずかに改善傾向にあるものの15.4%と依然として高く⁴⁹、特に、65歳以上の高齢者世帯や単身世帯、ひとり親世帯の貧困が深刻な状況にある^{50、51}。新型コロナウイルスの感染拡大がこれらの貧困層・脆弱層に与える影響は大きく、貧困・格差の問題が拡大・深刻化している⁵²。

c. 被ばく問題

32. 原発事故から10年を経た今なお3.6万人の福島県民は避難を余儀なくされている^{53、54}。事故処理及び復興はいまだ道半ばにあり、土壌・森林・水などの環境汚染の残存や、人の健康や生活再建に対する影響が懸念されている⁵⁵。
33. 先行きの見えない廃炉、汚染水対策及び帰還困難区域の避難指示解除等の課題に加え、処理水の海洋放出決定について⁵⁶、農林漁業者等からの反対⁵⁷や近隣諸国並びに国連人権理事会特別報告者等からも懸念が表明されている^{58、59、60、61、62、63、64}。
34. 近年、1954年のビキニ水爆実験時の漁船員が被ばくした問題が明らかになったが、その救済がいまだなされていない^{65、66}。

d. 環境

35. 気候変動、海洋プラスチックによる汚染、生物種の絶滅といった生物多様性の喪失、放射性廃棄物の処分など、将来世代の環境にまで著しい影響を及ぼす問題についての対策が十分なされているとは言えず、逆に石炭火力発電の新設維持⁶⁷をしており、その中止など持続可能な社会の実現のため具体的な対策が必要である^{68、69、70}。

e. 教育の環境

36. 教員の長時間労働に関して、正規職員の絶対数の増加に向けた改革がなされていない。教員の持ち授業時間数の削減等といった負担軽減が必要であるが行われていない⁷¹。
37. 1クラスの生徒数を35人とする制度が中学生に拡大されていない。学級規模を35人から更に縮小する検討が不十分である。
38. 高等教育の学費が高額である一方、給付型奨学金は少ない。高等教育の無償化に向けた法改正、制度の構築が必要である。

4 特定の人々若しくは集団の権利

a. 女性

39. 法律に女性差別の定義がない。人工妊娠中絶の犯罪規定⁷²や売春者のみ処罰する規定⁷³を削除すべきである⁷⁴。離婚後100日間の女性の再婚禁止規定⁷⁵も廃止すべきである。最高裁判所は、夫婦同姓を強制する法律⁷⁶は憲法第24条に違反するものではないと判断したが、実質的に女性に対する不当な差別で法改正が必要である⁷⁷。
40. 配偶者暴力防止法⁷⁸における「配偶者からの暴力」の定義において身体的暴力に準ずる「心身に有害な影響を及ぼす言動」の具体的内容が不明瞭で被害者救済が不十分であり⁷⁹、⁸⁰、経済的な暴力や社会的隔離が該当する旨明記するなど同法の改正が必要である⁸¹。
41. 女性に対する性的搾取について、性的搾取目的の人身取引や性産業の実態の把握とその対策、被害者の保護が必要である。リベンジポルノ等のインターネット上の被害への対策が必要である。
42. 政治の分野では、世界ジェンダーギャップ指数において政治分野が特に順位が低く⁸²、いまだに政治家の女性差別発言も頻発しており⁸³、女性の政治への参画が喫緊の課題である⁸⁴。
43. 一般労働者⁸⁵の男女間の賃金格差は、74.3%（2020年）であり、前回審査時（2017年）の73.4%からほとんど改善していない⁸⁶、⁸⁷。女性活躍推進法に基づく義務的開示項目に賃金格差は入っていない。法⁸⁸で規定している性別に係る間接差別の禁止対象は限定的で、2014年以来、拡大されていない。
44. 非正規雇用労働者のうち女性は68.1%を占めている⁸⁹。女性のうち非正規雇用労働者は54.4%であるのに対し、男性は22.2%にとどまる⁹⁰。女性正社員・正職員以外の所定内給与額は年間193万3000円に対し、男性正社員・正職員のそれは年間350万7000円であり、女性は男性の55%となっており⁹¹、⁹²、雇用形態も給与額も男女格差が大きい。
45. 男女の賃金・収入の統計は、一般労働者は年単位⁹³、短時間労働者は時間単位⁹⁴と基準が異なり、雇用形態別の年収の統計は最低区分が400万円未満と一括で格差の実態が不明瞭である⁹⁵。ジェンダー統計のとり方を変え、雇用形態を問わない男女格差を明確に把握すべきである。
46. 育児休業取得率は、女性が81.6%に対し、男性は12.65%にとどまり、男性はうち5日未満の取得が28.33%を占める⁹⁶。
47. 教育について、医学部の入学試験において性別を理由とする一律の不利益な取扱

いが判明しており、差別禁止の施策が必要である⁹⁷。

b. 子ども

48. 子どもの施策に関する総合調整機関及び子どもの権利に関する独立した監視機関の設置とともに、子どもが権利の主体と明記した基本法を制定すべきである^{98,99}。
49. 若年者の自殺が増加しており¹⁰⁰、新型コロナウイルス感染症による家庭や学校の環境変化が子どもたちに影響を与えている可能性もある。子どもたちへの心理的ケアや自殺予防教育を推進すべきである。
50. いじめ認知件数は増加しており¹⁰¹、いじめを原因として自殺をするケースが後を絶たない。効果的ないじめ対応を実現するための法整備やいじめ防止のための教育を行うべきである。
51. 親権者等による体罰の禁止は明文化されたが¹⁰²、児童虐待の件数は増加しており¹⁰³、子どもに対する暴力はなくなるならない。民法の懲戒権規定を削除するとともに、全ての大人によるあらゆる形態による暴力の禁止を明文化すべきである¹⁰⁴。

c. 障がい者

52. 障害者差別解消法¹⁰⁵によっても権利侵害への救済は十分ではなく¹⁰⁶、障害者権利条約第33条第2項に基づき、国内人権機関を創設すべきである¹⁰⁷。
53. 旧優生保護法（1948～1996年）¹⁰⁸の被害者への救済は、司法では出訴期間を理由に否定され、新たな救済法によっても補償対象に人工妊娠中絶が含まれていないなど十分な補償が提供されておらず、なお不十分である¹⁰⁹。
54. 障害者差別解消法の改正により義務付けられた民間事業者の合理的配慮の提供の速やかな施行と、政府から独立した紛争解決機関等の設置による差別解消に向けた実効的な体制整備が必要である¹¹⁰。
55. 精神障がいを理由とする強制入院や身体拘束の廃止に向けた取組は認められない¹¹¹。入院医療に依存しているため、精神障がいのある人の地域生活を保障するための福祉・医療的支援が不足している。
56. インクルーシブ教育の推進や、障がい者に対する差別・偏見を除去する教育・政策を強化すべきである¹¹²。

d. 先住民族

57. アイヌ民族に対する差別的な発言¹¹³や就職差別、及び経済格差による教育不平等¹¹⁴が今なお見られることから、アイヌ民族が置かれていた歴史的な状況や先住性を踏まえ、アイヌ民族に対する差別禁止法等の新たな法整備を含め、社会的、文

化的、政治的及び教育的な面での施策を総合的に推進すべきである。

e. 外国人

58. 人種差別の禁止及び多民族の共生を目的とする法整備は進んでおらず、労働、教育、社会保障、司法アクセス等の施策は不十分である¹¹⁵。また、家族滞在に制限のある在留資格は、特に外国人労働者に長期間の家族との分離を強いている。

f. 移住者、難民及び難民申請者

59. 技能実習制度¹¹⁶は、条約委員会から強制労働や人身取引に該当するとの勧告がなされており¹¹⁷、早急に廃止すべきである¹¹⁸。
60. 在留資格「特定技能」は外国人労働者への人権侵害が懸念される¹¹⁹。
61. 難民認定率は極端に低い^{120、121}。出入国在留管理庁ではなく、独立した第三者機関による、国際的基準に基づいた難民認定手続を確立するべきである。また、難民申請者に対する不当な就労制限及び在留制限を撤廃すべきである¹²²。

-
- ¹ 死刑廃止を目指す市民的及び政治的権利に関する国際規約第2選択議定書参照。
- ² すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約参照。
- ³ 日本に対しては、第1回UPRにおいて4か国から、第2回UPRにおいて13か国から、第3回UPRにおいて31か国から、国内人権機関の設置を求める勧告があった。日本は、第1回から第3回までの全てにおいて、「勧告をフォローアップすることを受け入れる」との意見表明をしているが、いまだに設置していない。また、日本に対しては、国連の自由権規約委員会、子どもの権利委員会、女性差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会及び拷問禁止委員会などからも、国内人権機関の設置を求める勧告がなされている。
- ⁴ 2012年9月、当時の日本政府は「人権委員会設置法案」を閣議決定し、同年11月に再度閣議決定の上、国会に同法案が提出された。しかし国会における審議に入る前の2012年12月に衆議院解散があったため同法案は廃案になり、そのまま廃案となった状況が続いている。
- ⁵ <https://www.mofa.go.jp/files/100104121.pdf> (日本語)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100173319.pdf> (英語)
- ⁶ 日本政府は、2016年人権理事会理事国選挙における日本の自発的誓約において、「OHCHRや特別手続きの役割を重視。特別報告者との有意義かつ建設的な対話の実現のため、今後もしっかりと協力していく。」と誓約した上で理事国に選出され、2017年から3年間理事国を務めた。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003868.html
- ⁷ 日本政府は2011年に国連人権理事会において、特別報告者の訪問を常時受け入れると宣言していたものの、日本は、2018年から2021年にかけて、国内避難民の権利を担当する国連特別報告者のセシリア・ヒメネス・ダマリー氏の訪問要請を放置していたことが2021年6月に判明した。
- ⁸ 第204回国会の会期には、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案(LGBT理解増進法案)が検討されたが、最終的には国会に提出されなかった。このことに対し非難の声明が次のとおり公表されたものの、現在も同法律案は提出されないままとなっている。
東京弁護士会「LGBT理解増進法案に関する会長声明」(2021年6月10日)
<https://www.toben.or.jp/message/seimeilgbt.html>
第二東京弁護士会「性的指向及び性自認に関する差別を防止・禁止する立法を求める会長声明」(2021年6月16日)
<https://niben.jp/news/opinion/2021/202106162949.html>
- ⁹ 正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」とい、同法は2016年に施行された。
- ¹⁰ 朝日新聞デジタル「「ニコ動」投稿、削除命じる 「差別流布」申し立てで」(2021年6月1日)
<https://www.asahi.com/articles/ASP507K29P50PIHB013.html>
- ¹¹ 当連合会「人種差別撤廃条約に基づき提出された第10回・第11回日本政府報告書に対する日弁連報告書」(2018年3月15日) 英語 Chapter3D、日本語57頁
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Racial_discrimination_en_10.11.pdf (英語)
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Racial_discrimination_ja_10.11.pdf (日本語)
- ¹² 毎日新聞「同和地名、ネット差し止め命令「プライバシー侵害」東京地裁」(2021年9月27日)
<https://mainichi.jp/articles/20210927/k00/00m/040/298000c>
- ¹³ 第1回審査が開催された2008年から2019年までに70人の死刑が執行された。
- ¹⁴ 執行告知は当日の執行直前になされており、死刑確定者の外部交通、特に弁護士との面会に看守が立ち会うことは施設長の裁量で行われている。こうした事情に前回審査から何らの改善も認められない。
- ¹⁵ 当連合会「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」(2016年10月7日第59回人権擁護大会)
<https://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/161007.html> (英語)
http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2016/2016_3.html (日本語)
- ¹⁶ 2021年7月30日には、福岡拘置所に在在する死刑確定者が、死刑確定者による色鉛筆の使用を禁止する法務省訓令が表現の自由を侵害するとして、東京地方裁判所に訴訟を提起している。
Japan News、*Death row inmate sues Japan govt to allow him to use colored pencils* (8 October 2021). For the full text, see the following website:

<https://the-japan-news.com/news/article/0007857694>.

¹⁷ 当連合会パンフレット「国連拷問禁止委員会は日本政府に何を求めたか」（2013年9月24日）においても、同様の内容を指摘している。

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/UNC_against_torture_pam.pdf

¹⁸ 2014年7月以降の、無期刑受刑者は1,800人前後で推移しており、そのうち2019年末時点で、仮釈放可能な在所期間10年以上の受刑者は1,475人（「無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況について」（2021年11月））。これに対し、仮釈放者数は年間10人前後程度しかいない。一方で、死亡する者は年間20から30名にものぼり、無期刑は実質的には終身刑化している。

当連合会「市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条第1項(b)に基づく第7回日本審査に関する日弁連報告書」（2020年7月16日）

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/international/library/human_rights/iccpr_7en.pdf（英語）

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/international/library/human_rights/iccpr_7.pdf（日本語）

法務省ウェブサイト「無期刑受刑者の仮釈放の運用状況等について」（2021年11月17日更新）

https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo21.html

「無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況について」（2021年11月更新）

<https://www.moj.go.jp/content/001358492.pdf>

¹⁹ 脚注18、当連合会「市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条第1項(b)に基づく第7回日本審査に関する日弁連報告書」（2020年7月16日）

²⁰ 無罪を主張し又は黙秘権を行使する被疑者・被告人について、保釈を認めずに殊更に長期間身体を拘束する運用がされている。黙秘している被疑者を取調室に監禁して長時間の取調べを継続することが許容されており（被疑者は、原則として取調べを受ける警察署内の留置施設（代用監獄）に勾留されている。）、その中で取調官が脅迫的言動をして黙秘を断念させようとする事例も多数報告されている。無罪を主張している被告人の9割前後が起訴後1か月を超えても保釈されず、保釈されないまま第1回公判期日を迎えている。起訴後も罪証隠滅のおそれを理由とした勾留更新が行われ、法律が定めた期間制限が形骸化している。こうした運用により、被疑者・被告人が長期間の拘禁を恐れて事実上自白を強要され、無罪主張を困難にさせたり断念させられたりする「人質司法」の構造は全く解消されようとしていない。

²¹ 1993年10月に行われた自由権規約委員会（第3回審査）ほか、各条約機関から勧告されている。

²² 当連合会「国際連合人権高等弁務官事務所が作成する日本に関する人権状況要約書のための文書による情報提供」（2017年3月28日）

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/upr/data/houkoku_en_170328.pdf（英語）

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/upr/data/houkoku_ja_170328.pdf（日本語）

²³ Opinion adopted by the Working Group on Arbitrary Detention at its eighty-eighth session, 24-28 August 2020, Opinion No. 59/2020 concerning Carlos Ghosn (Japan)

https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Detention/Opinions/Session88/A_HRC_WGAD_2020_59_Advance_Edited_Version.pdf

国連恣意的拘禁作業部会はカルロス・ゴーン氏に対する未決拘禁について、取調中に弁護人の立会いが認められなかったことや起訴前保釈が存在しないことなどを理由に、同氏に対する身体拘束が恣意的拘禁に該当すると判断した。

²⁴ 脚注18、当連合会「市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条第1項(b)に基づく第7回日本審査に関する日弁連報告書」（2020年7月16日）。2016年の刑事訴訟法改正で取調べの録画が義務付けられたのは、死刑事件を含む裁判員裁判事件や検察官独自捜査事件のみ（逮捕勾留下の取調べに限る。）であり、録画が義務付けられた事件の割合は、検察・警察が尋問を行う全ての事件の0.3%を下回る。正式に逮捕される前の事実上の身体拘束時には取調べをしても録画の義務はない。さらに、録画対象事件であっても起訴後勾留での取調べの場合には、任意取調べとして録画の対象とならないとの捜査機関の見解がある。上記全過程録画の例外は、警察庁の発表では、機械の故障等（2018年度において56件、以下同様）、指定暴力団に係る事件（140件）、録画の拒否（117件）

であり、警察では、指定暴力団に係る事件は一切録画されない扱いになっている。

²⁵ 当連合会「刑事法廷内における入退廷時に被疑者又は被告人に手錠・腰縄を使用しないことを求める意見書」（2019年10月15日）

<https://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/20191015.html>（要約、英語）

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2019/opinion_191015.pdf（日本語）

²⁶ 精神科の入院制度には、大きく分けて3つの種類が存在する。1つは、患者本人が自発的に入院に同意する「任意入院」、次に患者の家族が入院に同意する「医療保護入院」、最後に都道府県知事の権限による「措置入院」である。これらの入院制度は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）により定められている。

²⁷ 日本の精神科医療においては、精神科病院入院者は約27.8万人に上り、5年以上の入院者は約9.1万人、10年以上の長期入院が約5.4万人である。精神病床の平均在院日数は260日を超える。精神保健福祉法の強制入院制度は、民間人に広く強制権限を付与し、適法性確保システムも有しない。そのため、強制入院件数や入院期間を増大させ、人身の自由を奪っている。

²⁸ 当連合会「精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議」（2021年10月15日第63回人権擁護大会）

https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2021/2021.html

²⁹ 難民認定申請者を含め、1年以上の長期にわたり収容されている者や、自殺する者、十分な医療が受けられずに病死する者が後を絶たない。

2017年3月25日、東日本入国管理センターに収容されていた40代のベトナム人男性が死亡するという事件が発生した。

当連合会「東日本入国管理センターにおける被収容者の死亡事件に関する会長声明」（2017年4月12日）

https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2017/170412_2.html

2018年4月には、東日本入国管理センターにおいて、インド国籍の男性が死亡するという事件が発生した。

東京弁護士会「入国者収容所東日本入国管理センターにおける被収容者死亡事件に関する会長声明」（2018年4月25日）

<https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-501.html>

2019年6月には、仮放免申請を繰り返し却下され、大村入国管理センターに3年7か月もの長期に収容されていたナイジェリア国籍の男性が亡くなるという事件が発生した。

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2019/190808.html>

2021年3月には、入管施設に収容されていたスリランカ人女性のウィシュマ・サンダマリ氏（33歳）が死亡した。半年間の収容の間に体調を崩し、治療を求めたが放置されたまま亡くなった。同年8月10日、出入国在留管理庁は、入管施設の体制が不十分であったことを認める最終報告書を発表した。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001354107.pdf>

³⁰ 退去強制令書が発付された者を全て収容とする本邦における外国人の収容措置に関する主義を指すものである。

³¹ 当連合会「収容・送還の在り方に関する意見書」（2020年3月18日）

「収容期間の上限、収容についての司法による審査」に関し、収容の要件を「その者が逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき」に限り収容できると定めた上、その判断は司法によるものとする（少なくとも一定期間の経過後の司法審査を保障する）とともに、収容期間は法律で最長でも6か月以内と定めるべきである。

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2020/opinion_200318_4.pdf

³² 国連恣意的拘禁作業部会「Deniz Yengin と Heydar Safari Diman(日本)に関する意見 No. 2020 /58」（2020年9月25日）

https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Detention/Opinions/Session88/A_HRC_WGA_D_2020_58_Advance_Edited_Version.pdf

³³ 妊婦や、傷病者等通院・入院等の必要のある者を収容することは、自由権規約第10条、拷問等禁止条約第16条が禁じる非人道的な扱いとなる疑いがある。

子どもについても成人と同じ身体拘束制度が適用される上、行政解釈上全件収容主義が適用されることは、子どもの拘禁を最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ許容する子どもの権利条約第37条に適合しない。

また、親族の扶養を受ける子どもの監護・養育をする者である当該親族を収容することは、子どもの福祉の最大限の尊重を規定する子どもの権利条約第3条、及び親子の分離を原則として禁じる同条約第9条に適合しないおそれがある。

当連合会「出入国管理における身体拘束制度の改善のための意見書」（2014年9月18日）

https://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/20140918_2.html（英語）

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2014/opinion_140918_2.pdf（日本語）

³⁴ 公職選挙法第9条第1項「日本国民で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。」

同法第9条第2項「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」

地方自治法第11条「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参加する権利を有する。」

同法第18条「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」

³⁵ 2020年6月末現在、日本に暮らす約110万人の永住外国人のうち約30万人は、20世紀前半の日本による朝鮮半島及び台湾での植民地統治時代以降、戦後サンフランシスコ講和条約に至るまでの間に日本での生活を余儀なくされた者とその子孫である。これらの者は、日本による植民地統治が開始してから1952年のサンフランシスコ講和条約により日本が独立を回復するまでの間は、日本国籍を有していた。サンフランシスコ講和条約等は、講和条約発効後も引き続き日本に在住する植民地出身者の国籍については規定していなかったが、日本政府は、同条約が旧植民地出身者の日本国籍を喪失させる旨の規定を含んでいるとの解釈のもと、1952年4月19日の法務府民事局長通達に基づき、同条約の発効をもって、在日コリアン及び在日台湾人の日本国籍を一時的に剥奪した。さらに、日本の国籍法は、厳格な血統主義を基調とする国籍法であり、かつ、二重国籍を禁止しているため、ごく例外的な場合を除き、父母が外国籍である子は、日本で出生したとしても、日本国籍を取得しない。このため、旧植民地出身者の子孫の多くは、帰化しない限り、外国人として取り扱われている。

³⁶ 当連合会「多民族・多文化の共生する社会の構築と外国人・民族的少数者の人権基本法の制定を求める宣言」（2004年10月8日第47回人権擁護大会）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2004/2004_5.html

なお、日本の最高裁判所も、永住外国人に法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講じることは、憲法上禁止されているものではないとしている（最高裁1995年2月28日判決）。

³⁷ 調停委員とは、民事調停及び家事調停の手續において、当事者の話し合いを仲介し、合意に至るよう調整する役割を担う者である。弁護士が調停委員になる場合、弁護士会の推薦を受け、最高裁判所により任命される。司法委員とは、簡易裁判所の和解手續において、裁判所の補助者として、当事者の話し合いを調整する役割を担う者である。弁護士が司法委員になる場合、弁護士会の推薦を受け、地方裁判所により任命される。

³⁸ 当連合会「外国籍調停委員・司法委員の採用を求める意見書」（2009年3月18日）

https://www.nichibenren.or.jp/library/en/document/data/090318_2.pdf（英語）

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/090318_6.pdf（日本語）

当連合会「人種差別撤廃条約に基づき提出された第3回・第4回・第5回・第6回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会報告書」（2009年7月）

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Racial_discrimination_en.pdf（英語）

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Racial_discrimination_ja.pdf（日本語）

Committee on the Elimination of Racial Discrimination "Consideration of reports submitted by States parties under article 9 of the Convention" (CERD/C/JPN/CO/3-6, Para15)

http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CERD%2FC%2FJPN%2FCO%2F3-6&Lang=en（英語）

当連合会「人種差別撤廃条約に基づき提出された第7回・第8回・第9回日本政府報告書に対する日弁連報告書」（2014年7月14日）

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Racial_discri

[mination_en.7.8.9.pdf](#) (英語)

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Racial_discrimination_ja_7.8.9.pdf (日本語)

Committee on the Elimination of Racial Discrimination "Concluding observations on the combined seventh to ninth periodic reports of Japan" (CERD/C/JPN/CO/7-9, Para13.)

http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CERD/C/JP/CO/7-9&Lang=En (英語)

³⁹ 次の6つの法の総称。デジタル社会形成基本法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、デジタル庁設置法、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000782802.pdf>

⁴⁰ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20409062.htm

⁴¹ 重要施設等とは防衛施設や原発などの重要なインフラのことである。重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第2条及び第3条について、その指定は政令にゆだねられており要件が曖昧で行政の恣意的な解釈による広範な指定がなされるおそれがある。

⁴² 当連合会「デジタル改革関連6法案について慎重審議を求める会長声明」(2021年3月17日)

https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/210317_2.html

⁴³ 当連合会「重要土地等調査規制法案に反対する会長声明」(2021年6月2日)

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/210602.html>

⁴⁴ 中小企業は2020年4月施行。

⁴⁵ 休日労働を含む月100時間未満、複数月平均80時間以内、年720時間以内。

⁴⁶ セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントを指す。

⁴⁷ 2020年6月施行の男女雇用機会均等法及び育児介護休業法の改正により、セクシュアルハラスメント及びマタニティハラスメント防止対策について、事業主に相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止が法律に規定された。また、同月施行の労働施策総合推進法改正により、パワーハラスメント防止のため、事業主が雇用管理上必要な措置を取る義務が課された。

⁴⁸ 当連合会「実効性ある包括的ハラスメント禁止に向けた法制度の整備を求める意見書」(2020年2月21日)

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2020/opinion_200221_3.pdf

⁴⁹ 厚生労働省「各種世帯の所得等の状況」(6頁)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/03.pdf>

⁵⁰ 厚生労働省「生活保護の被保護者調査の結果」(1頁)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2019/dl/02-01.pdf>

⁵¹ 内閣府「高齢化の状況」

https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2012/zenbun/pdf/1s2s_2_8.pdf

⁵² 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の働きや生活への影響に関する調査(JILPT第4回)」(2021年1頁)

<https://www.jil.go.jp/press/documents/20210430a.pdf>

⁵³ 内閣府原子力委員会「令和2年度版原子力白書」(2021年7月)

http://www.aec.go.jp/jicst/NC/eng/210914_whitepaper.pdf (英語)(9頁)

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/hakusho2021/zentai.pdf> (日本語)(5頁)

⁵⁴ 福島県災害対策本部「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第1779報)」(2021年8月5日(木)8時00分現在)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/469318.pdf>

⁵⁵ 福島県「福島の復興・創生に向けた提案・要望」(2021年6月8日)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/453143.pdf>

⁵⁶ 福島県弁護士会「ALPS処理水海洋放出による風評被害賠償に関する会長声明」(2021年8月12日)

<https://www.f-bengoshikai.com/topics/5724.html>

この会長声明は、国がALPS処理水の海洋放出を決定し、基本方針として風評被害が出た場合には東京電力に賠償させることを明記したのを受け、「処理水の海洋放出は風評被害を新たに生じさせる

ものではなく、これまで生じさせてきた風評被害をさらに「増幅」させるものである。」と懸念を表明している。そのため福島県弁護士会は「原陪審に対して、東京電力に風評被害による損害の賠償を適切に行わせるための基準を設ける中間指針の改定と、そのための本格的な風評被害の実態調査の実施を求める旨の声明を発出した。

⁵⁷ 福島民報「海洋放出反対改めて主張 処理水評議会で福島県漁連など 政府に風評対策要請」(2021年8月28日)

<https://www.minpo.jp/news/moredetail/2021082889743>

⁵⁸ 国連特別報告者4名からの情報提供要請「有害物質及び廃棄物の環境面での適切な管理及び廃棄の人権への影響に関する特別報告者、食糧の権利に関する特別報告者、平和的集会及び結社の自由に対する権利に関する特別報告者、並びに先住民族の権利に関する特別報告者のマンデート」(2020年4月20日)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100064085.pdf> (英語)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100064086.pdf> (日本語)

⁵⁹ 国連特別報告者4名からの情報提供要請(脚注58)に対する日本政府回答「国連人権理事会特別手続による共同コミュニケーションに対する日本政府回答」(2020年6月12日)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100064087.pdf> (英語)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100064088.pdf> (日本語)

⁶⁰ 国連特別報告者7名からの情報提供要請「有害物質及び廃棄物の環境面での適切な管理及び廃棄の人権への影響に関する特別報告者、安全で衛生的、健全かつ持続可能な環境を享受する人権に対する義務の問題に関する特別報告者、食糧の権利に関する特別報告者、平和的集会及び結社の自由に対する権利に関する特別報告者、誰もが得られる最高水準の身体的及び精神的健康を享受する権利に関する特別報告者、国内避難民の人権に関する特別報告者、並びに安全な飲料水と衛生に対する人権に関する特別報告者のマンデート」(2021年1月13日)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100159482.pdf> (英語)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100159483.pdf> (日本語)

⁶¹ 国連特別報告者7名からの情報提供要請に対する日本政府回答(東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水等)(2021年3月15日)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100159484.pdf> (英語)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100159485.pdf> (日本語)

⁶² 国連特別報告者3名からのプレスリリース「Japan: UN experts say deeply disappointed by decision to discharge Fukushima water」(2021年4月15日)

<https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=27000&LangID=E>

(英語)

⁶³ 国連特別報告者3名からのプレスリリース(脚注62)に対する日本政府による資料提供「Basic policy on handling of the ALPS treated water」(2021年4月13日)

https://www.meti.go.jp/english/earthquake/nuclear/decommissioning/pdf/202104_bp_briefing.pdf (英語)

⁶⁴ 国連特別報告者3名からのプレスリリース(脚注62)に対する日本政府による資料提供

「Announcement of the Basic Policy on handling of the ALPS treated water at TEPCO's Fukushima Daiichi Nuclear Power Station (FDNPS)」(2021年4月19日)

https://www.meti.go.jp/english/earthquake/nuclear/decommissioning/pdf/pr_bpalps.pdf (英語)

⁶⁵ 1954年、アメリカ合衆国は太平洋・ビキニ環礁において複数回にわたり水爆実験を繰り返し、第五福竜丸を含む多くの漁船の漁船員が被ばくをした。1955年、日本政府はアメリカ合衆国から200万ドル(7億2千万円当時)の見舞金を受け取り、合衆国の法的責任を不問とする政治決着を行った。上記見舞金から第五福竜丸の無線長に550万円、他の乗組員22名に対し総額4400万円の慰謝料が支払われたが、第五福竜丸以外の乗組員に対しては、マグロの廃棄処分等に関するわずかな補償金が支払われたものの、漁船員らへの慰謝料は支払われなかった。

日本政府は、2014年9月19日に至るまで、第五福竜丸以外の漁船員が被ばくをしていた事実や関連する記録を開示しなかった。

漁船員らは、第五福竜丸以外の被ばくの事実等を長年にわたり隠匿されたことにより、被ばくとの関連が疑われるがんや白血病で苦しみ、必要な治療を受ける機会を失ったとして、国家賠償請求訴訟を提起した。2018年7月20日に高知地方裁判所、2019年12月12日に高松高等裁判所はそれぞれ請求棄却判決を出したが、いずれも立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかない

と指摘した。

⁶⁶ 当連合会「太平洋・ビキニ環礁における水爆実験で被ばくした元漁船員らの健康被害に対する救済措置を求める意見書」（2020年7月16日）

<https://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/200716.html>（英語）

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2020/opinion_200716_2.pdf（日本語）

⁶⁷ 日本では、2020年8月以降でも、新しく11の石炭火力発電所の建設が進められている（第26回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2020年7月）の参考資料「火力発電所一覧」、

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/026_s01_00.pdf）。

この11の石炭火力発電所が全て稼働した場合、2023年時点の、日本の石炭火力発電所からの二酸化炭素排出量約3億1000万トン、全世界の二酸化炭素排出量の約1%～約1.3%と多大なものとなる。2020年以降も石炭火力発電所の新規建設を進めているのは、OECD諸国の中で唯一である。また、日本からは、2015年以降、石炭火力発電所用のボイラー計22件、計1万5473MW、タービン計20件、計1万3138MWが輸出され、ボイラー輸出の53%、タービン輸出の66%（いずれも設備容量比）に公的な財政支援がされている（環境省「石炭火力発電輸出ファクト集2020」（2020年5月、<https://www.env.go.jp/earth/石炭火力発電輸出ファクト集2020.pdf>））が、それも、OECD諸国の中で唯一である。当連合会は、「建設中のものを含む石炭火力発電所の新増設を中止し、既存の石炭火力発電所を2030年までに段階的に廃止すること。」を求めている（2021年6月18日付け「原子力に依存しない2050年脱炭素の実現に向けての意見書」、

<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/210618.pdf>）。

⁶⁸ 当連合会「「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（案）」に対する意見書」（2021年9月29日）

<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/210929.pdf>

⁶⁹ 当連合会「第6次エネルギー基本計画（案）に対する意見書」（2021年9月29日）

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/210929_2.pdf

⁷⁰ 当連合会「「地球温暖化対策計画（案）」に対する意見書」（2021年9月29日）

https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2021/210929_3.html

⁷¹ 当連合会「学校における働き方改革の在り方に関する意見書」（2021年10月20日）

<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/211020.pdf>

朝日新聞デジタル「教員給与に裁判長が異例の苦言「もはや実情に適合しないのでは」（2021年10月1日）

https://www.asahi.com/articles/ASPB15D7NPB1UTIL023.html?iref=comtop_BreakingNews_list

⁷² 刑法第212条（堕胎）、第213条（同意堕胎及び同致死傷）及び第214条（業務上堕胎及び同致死傷）

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail?id=3581&vm=04&re=01&new=1>

⁷³ 売春防止法第5条（勧誘等）売春防止法第3章（補導処分）

⁷⁴ 当連合会「刑法と売春防止法等の一部削除等を求める意見書」（2013年6月21日）

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_130621_3.pdf

⁷⁵ 民法第733条第1項

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail?id=2252&vm=04&re=01&new=1>

⁷⁶ 民法第750条及び戸籍法第74条第1号

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail?id=2252&vm=04&re=01&new=1>

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail?id=2161&vm=04&re=01&new=1>

⁷⁷ 当連合会「最高裁判所大法廷決定を受けて、改めて民法第750条を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを求める会長声明」（2021年6月25日）

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/210625.html>

⁷⁸ 正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail?ft=1&re=01&dn=1&x=0&y=0&co=01&ia=03&ja=04&ky=%E9%85%8D%E5%81%B6%E8%80%85%E3%81%8B%E3%82%89%E3%81%AE&page=5>

⁷⁹ 諸外国と比較しても、例えば、英国（イングランド・ウェールズ 人口約5,600万人）における2017年4月から2018年3月の発令件数は、虐待禁止命令26,332件、占有命令2,308件、緊急保護命令4,878件である。また、台湾（人口約2,360万人）における2018年の保護命令発令件数は41,685件である。それに比し、日本における保護命令発令件数は2018年は

- わずか1, 700件であり、我が国におけるDV被害者保護は著しく劣っていると言わざるを得ない。
- ⁸⁰ 当連合会「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書」(2015年3月19日、パラグラフ139～167)
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/woman_report_7-8_en.pdf (英語)
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/woman_report_7-8_jp.pdf (日本語)
- ⁸¹ 当連合会「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正を求める意見書」(2020年10月20日)
https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2020/opinion_201020.pdf
- ⁸² Global Gender Gap Report 2021 (世界経済フォーラム、グローバルジェンダーギャップレポート2021)
https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2021.pdf (英語)
https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2021.pdf (日本語)
- ⁸³ 2021年2月3日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の会長(当時)は、公益財団法人日本オリンピック委員会の臨時評議員会において、スポーツ団体ガバナンスコード(スポーツ庁・2019年6月10日策定)が設定した女性理事の目標割合(40%以上)の達成に関連して、「女性がたくさん入っている理事会は時間がかかる」、「私どもの組織委員会…(の女性は)みんなわきまえておられて」などと発言した。
- ⁸⁴ 当連合会「性差別を許さず、男女共同参画の実現を推進する会長談話」(2021年2月19日)
<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/210219.html>
- ⁸⁵ 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者を指す。令和3年版内閣府「男女共同参画白書」1-2-10図(備考)4
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-10.html
- ⁸⁶ 令和3年版内閣府「男女共同参画白書」1-2-10図男女間所定内給与格差の推移
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-10.html
- ⁸⁷ 厚生労働省「2020年賃金構造基本統計調査」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2020/dl/01.pdf>
- ⁸⁸ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第7条
<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail?id=60&vm=04&re=01&new=1>
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則第2条
<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail?id=2318&vm=04&re=01&new=1>
- ⁸⁹ 総務省統計局「労働力調査(基本集計)2020年度(令和2年度)平均」。2066万人のうち女性1407万人。
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nendo/pdf/gaiyou.pdf>
- ⁹⁰ 令和3年版内閣府「男女共同参画白書」1-2-7図「年齢階級別非正規雇用労働者の割合の推移」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/honpen/b1_s02_01.html
- ⁹¹ 令和3年版内閣府「男女共同参画白書」1-特-64図「所定内給与額(雇用形態別・年齢階級別)」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-64.html
- ⁹² 男性労働者の大部分を占めるのは正社員・正職員、女性労働者の大部分を占めるのは正社員・正職員以外である。そこで、より実態に即して男女の賃金格差を比較するためにあえて雇用形態の異なるもの同士で比較を行っている。
- ⁹³ 厚生労働省雇用環境・均等局「令和2年版女性労働の実情」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsuju/20.html>
図表I-4-1 一般労働者の正社員・正職員の賃金実態
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsuju/dl/20-01.pdf> (日本語) 28頁
図表I-4-2 一般労働者の正社員・正職員以外の賃金実態
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsuju/dl/20-01.pdf> (日本語) 29頁
付表5-4 一般労働者の決まって支給する現金給与額及び所定内給与額の推移
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsuju/dl/20fu-2.pdf>
- ⁹⁴ 図表I-5-3 短時間労働者の1時間当たり所定内給与額と男女間格差の推移
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsuju/dl/20-01.pdf> (日本語) 39頁
- ⁹⁵ 令和3年版内閣府「男女共同参画白書」

I－特－10 図 雇用形態別個人年収、雇用形態別個人年収の変化

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-10.html

⁹⁶ 厚生労働省「2020年度雇用均等基本調査」（2021年7月30日）

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r02/07.pdf>

なお、2021年6月の育児介護休業法改正（2022年4月施行）により、休業を取得しやすい雇用環境整備が義務化された。

⁹⁷ 当連合会「医学部の入学試験における女性差別を根絶し、医療現場における男女共同参画の実現を求める会長声明」（2019年1月25日）

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2019/190125.html>

⁹⁸ 国連子どもの権利委員会「日本の第4回・第5回の政府報告に関する総括所見」パラグラフ7、8、12。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100078749.pdf>

⁹⁹ 当連合会「子どもの権利基本法の制定を求める提言」（2021年9月17日）

<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/210917.pdf>

¹⁰⁰ 厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（2020年）」によれば、小・中・高生の自殺者は499人と過去最高となっており、とりわけ女子児童生徒の自殺が増加しており、小学生世代では家庭問題による自殺の割合が多くなっている。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197204_00006.html

¹⁰¹ 文部科学省「2019年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によれば、いじめ認知件数は、612、496件である。

https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext_jidou02-100002753_01.pdf

¹⁰² 児童虐待の防止等に関する法律第14条第1項、児童福祉法第33条の2の第2項、同法第47条第3項

¹⁰³ 厚生労働省「令和元年度児童虐待相談対応件数」によれば、児童相談所が対応した虐待相談件数は193、780件である。

<http://npo-capta.org/2020/11/19/603/>

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）」（2020年9月）によれば、虐待により死亡した子ども（心中を含む）は73人である。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801_00001.html

¹⁰⁴ 当連合会「子どもへの体罰等のない社会を目指した法改正を求める会長声明」（2019年4月18日）

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2019/190418.html>

¹⁰⁵ 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という。

¹⁰⁶ 国又は地方公共団体による相談や労働紛争調停手続に限られている。

¹⁰⁷ 当連合会「人権のための行動宣言2014」（2014年10月）10～12項

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2014/jinken_sengen2014.pdf

当連合会「人権のための行動宣言2019」（2019年10月）

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2019/jinken_sengen2019.pdf

¹⁰⁸ 遺伝性疾患、ハンセン病、精神障がい等を有する人に対する優生手術及び人工妊娠中絶を可能としていた法律。本人の同意なく審査により強制的に行われる優生手術の他、本人の同意を得て実施された優生手術及び人工妊娠中絶もあった。しかし、当時の状況に照らし、真の同意があったものとは評価できず、半強制的に実施されたといえる以上、同意のない場合と同様に補償されるべきである。

当連合会「旧優生保護法下における優生手術及び人工妊娠中絶等に対する補償立法措置に関する意見書」（2018年12月20日）

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_181220_2.pdf（日本語）

¹⁰⁹ 当連合会「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の成立に対する会長声明」（2019年4月24日）

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2019/190424.html>

当連合会「東京地裁判決を受けて改めて旧優生保護法被害者の被害回復を求める会長声明」（2020年7月15日）

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2020/200715.html>

¹¹⁰ 当連合会「障害者差別解消法の改正を受けての会長声明」（2021年5月28日）

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statement/210528_shougaishasabetsu.pdf

111 当連合会「精神保健福祉法の抜本的改正に向けた意見書」（2012年12月20日）8頁（パラグラフ24）

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_121220_2.pdf

112 障害者の権利に関する条約第8条、第19条、第24条

当連合会「障害者権利条約の完全実施を求める宣言（2014年10月3日第57回人権擁護大会）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2014/2014_1.html

当連合会「障害のある人に対する差別を禁止する法律の制定を求める宣言」（2001年11月9日第44回人権擁護大会）

https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2001/2001_3.html

113 朝日新聞デジタル「日テレ「スッキリ」、8月に番組内でアイヌ差別発言検証」（2021年7月26日）

<https://www.asahi.com/articles/ASP7V6DCRP7VUCVL034.html>

114 内閣官房アイヌ総合政策室「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」報告書（2016年3月）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/pdf/rikaido_houkoku160322.pdf

115 日本政府は、平成30年12月25日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、2019年12月20日には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」を策定したが、在留外国人に対する教育・福祉・労働面等の政策は不十分である。

http://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04_00019.html

当連合会「新しい外国人労働者受入れ制度を確立し、外国にルーツを持つ人々と共生する社会を構築することを求める宣言」（2018年10月5日第61回人権擁護大会）

https://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/2018_1.html（英語）

https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2018/2018_1.html（日本語）

116 技能実習制度は、非熟練労働者が労働力不足解消の手段として用いられ、対等な労使関係を構築できない構造的な問題が残されている。2017年11月、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が施行された。これに伴い、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を行う外国人技能実習機構が設立されたが、同機構は監督機関として十分機能していない。会計検査院が公表した、実習生の受け入れ企業に対する外国人技能実習機構の実地検査の状況によると、2019年4～9月に起きた実習生の失踪のうち2割にあたる755件で、同機構は2020年3月末時点でも企業の労働環境などを調べる実地検査をしていなかった。うち557件では、実地検査の基礎資料となる賃金台帳やタイムカードも入手していなかった。

会計検査院「会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書「外国人材の受入れに係る施策に関する会計検査の結果について」（2021年7月）

https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/3/pdf/30716_zenbun.pdf

117 自由権規約委員会第6回日本政府報告書審査総括所見（2014年8月20日）

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/CO_JPRep6_ICCPR140820.pdf（英語）

人種差別撤廃委員会「第7、8、9回日本政府報告書審査総括所見」（2014年9月26日）

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/concluding_observations_en7.8.9.pdf（英語）

女性差別撤廃委員会「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終日本政府報告書に対する総括所見（2016年3月7日）

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/woman_report_sokatsu_en.pdf（英語）

118 脚注115、技能実習制度の廃止に当たっては、既に現実に在留している技能実習生が不利益を被らないような措置を採るべきである。

119 当連合会「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する意見書」（2018年11月13日）

<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2018/181113.html>

送出国におけるブローカーの規制が十分に機能しないことや、受入企業や受入企業から費用を受領する登録支援機関のみでは外国人労働者への人権侵害を防止できないことが懸念される。

120 当連合会「出入国管理及び難民認定法改正案に関する意見書」（2021年3月18日）

<https://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/20210318.html>（英語）

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/210318_7.pdf (日本語)

¹²¹ 日本の難民認定率（1年間の認定数（条約難民）÷申請者数）は、2018年は0.4%、2019年は0.4%、2020年は1.1%となっている。

法務省「我が国における難民庇護の状況等」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001352475.pdf>

¹²² 出入国在留管理庁「就労制限の対象となる難民認定申請者について」

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930002329.pdf> (英語)

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930002330.pdf> (日本語)

2016年9月から難民申請の案件を4分類に振り分け、分類ごとに異なる手続を行う運用が開始され、2018年1月からは、B・C案件（当局が難民認定の可能性が低い、又は難民制度の濫用であると判断した案件）への就労制限・在留制限の適用が拡大された。